

平塚市再犯防止推進計画の策定について

1 再犯防止推進計画

国は、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が、犯罪対策で重要であるとしており、平成28年12月に「再犯の防止等の促進に関する法律」（再犯防止推進法）を制定しました。この法律では、先に記した考えのもと、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、国の再犯防止推進計画を策定するほか、地方自治体にも地域再犯防止推進計画の策定を求めています。

2 本市の再犯防止に関する取組

本市では、平塚地区保護司会や平塚地区更生保護女性会が、犯罪をした者等の社会復帰のため寄り添い、更生の道を歩む活動を行っています。また、本市（青少年課）は更生保護団体の事務局として、サポートセンターを設置するとともに更生活動を支援しています。

その他、地域の学校と保護司が連携し、犯罪を未然に防ぐための情報交換を行う研修会や、「社会を明るくする運動」による犯罪や非行のない明るい社会を目指す啓発活動を行っています。

しかしながら、本市における犯罪者数は、新型コロナウイルス感染症が始まった令和2年には若干の低下があったものの、その数は増加に転じたほか、犯罪者数に占める再犯者の比率は、国や神奈川県より高い傾向にあり、この解決のためには、再犯者を増やさない取組を体系化、明確化することが必要になっています。

3 地域福祉計画との包含策定

罪を犯した者は、貧困のほか疾病、アルコールやギャンブル依存、厳しい生育環境など、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。彼らが今後再犯に手を染めないためには、地域福祉リーディングプランの目的・基本理念にあるように、地域社会においてだれもが人なりの役割を持ち、それぞれが日々の生活における安心感と生きがいを得ることが何より必要です。

地域福祉リーディングプランは、すべての人々を対象とした計画であり、現行計画には含まれていなかった罪を犯した者を対象とした取組を再犯防止推進計画として、地域福祉リーディングプランを構成する地域福祉計画に包含することで、双方の施策が基本目標等を共有する中で連携し、より高い相乗効果が期待できるものと考えています。

令和3年3月の厚生労働省通知では、「再犯防止推進法を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他の生活困窮への支援を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい」とされています。

以上